

## 赤穂市障がい者福祉長期計画（計画案）《11/17 事前配布版》に関する修正箇所について

NO	修正区分		該当ページ	委員意見	事務局の考え方	修正案
1	事務局	修正	P 1 (1) 本文	—	文章を修正します。	【修正前】契機として 【修正後】契機に
2	事務局	修正	P 19 (1) 表中 基幹相談支援セ ンター設置の有無	—	文言を修正します。	【修正前】平成 28 年度 <u>未実施</u> 平成 29 年度 <u>実施</u> 【修正後】平成 28 年度 <u>未設置</u> 平成 29 年度 <u>設置</u>
3	事務局	修正	P 23 1 本文	—	文章を修正します。	【修正前】実現に取り組んでいきます。 【修正後】 <u>実現に向けて</u> 取り組んでいきます。
4	事務局	修正	P 25 基本目標 7 本文	—	文章を修正します。	【修正前】障がいのある人 <u>本人の</u> 自己実現と 【修正後】障がいのある人の自己実現と
5	事務局	修正	P 28 以降 「グラフ」	—	タテ表示に修正します。 ※最終的に調整	【修正前】年齢別 障がい別（18 歳以上） <u>ヨコ表示</u> 【修正後】年齢別 障がい別（18 歳以上） <u>タテ表示</u>
6	事務局	修正	P 30 以降「施策 項目」「担当課」	—	施策項目や担当課名等が途中で改 行になっているところを修正します。 ※最終的に調整	【修正前】社会福祉協議 会 【修正後】社会福祉協議会 など

NO	修正区分		該当ページ	委員意見	事務局の考え方	修正案
7	委員	意見	P 34⑥	「赤穂学の開講」について 開講ということは障がい者自立支援についての講義が新たに追加されることなのでしょうか？ 「赤穂学」は関西福祉大学のカリキュラムの1つなので一般の人はほとんど知らないと思います。「赤穂学」について注釈をつけるか、あるいは削除した方がいいと思います。	赤穂学において、障がい分野の講義が新たに追加されるという意味ではありません。（現在も福祉や障がい分野がテーマの赤穂学は開催されています。） ご指摘のとおり、知らない方も多いかと思いますので、用語解説として右記文面を掲載します。	【追加】用語解説 <u>「赤穂学」・・・赤穂市と連携を図り、「地域を知る」「地域の価値を尊重する」「地域の課題を知る」「地域創生を考える」の4本柱で行う関西福祉大学の講義。</u>
8	事務局	修正	P 41⑥ P 61⑧	—	文章を修正します。	【修正前】 <u>引きこもりのケース対応にあたっては、生活困窮者自立支援制度との連携をはじめ、こどものケース対応は子育て健康課や学校等各機関との連携を図ります。</u> 【修正後】 <u>引きこもりのケースでは、基幹相談支援センターや生活困窮者自立支援相談員が連携して対応するとともに、子どもに関する相談のケースでは、家庭児童相談員や学校等各機関が連携し、課題の解決を図ります。</u>
9	担当課	修正	P 45②	—	文言を修正します。	【修正前】引き続き 【修正後】引き続き

NO	修正区分		該当ページ	委員意見	事務局の考え方	修正案
10	委員	意見	P 46	特別支援学校卒業後、一般就労できない方は就労移行支援事業所や高等技術専門学校よりもA・B型事業所を利用され、一旦利用すると一般就労への意欲が低くなると感じています。近年、移行の利用が増えているのは精神・発達障がいの方で知的障がいの方とは違った訓練プログラムが必要になってきます。市内でその需要がまかないきれず、利用が可能な事業所は姫路駅周辺にありますが、交通費が必要になります。穴粟市や佐用町のように交通費の補助（訓練手当として）をしてもらえば利用者が増え、一般就労される方も増えると考えます。	市内の就労移行支援事業所の現状を確認し、需要が賄いきれないような状況であれば、他市の制度を調査研究し、自立支援協議会しごと部会等で協議します。 予算の確保が必要となる個別具体的な施策であることから、「交通費の補助」については明文化いたしません。	※ P 46「…就労系サービス事業者などと連携し、一般就労の促進に向けた相談、訓練、就労後のフォローアップ等の充実に取り組みます」
11	事務局	修正	P50.51	—	表中の文言の体裁を整えます。	【修正前】障がい別 ※左寄せ 【修正後】障がい別 ※中央揃え
12	担当課	修正	P55 (2)	—	文言を修正します。	【修正前】脳性麻痺の患者等 【修正後】脳性麻痺等の患者様
13	事務局	修正	P57① (再掲)	—	文言を修正します。	【修正前】医療助成事業 【修正後】医療費助成事業 ※P43 は既修正済
14	担当課	修正	P57③ P60⑤ (再掲)	—	文言を修正します。	【修正前】患者に対して 【修正後】患者様に対して
15	担当課	修正	P65②③④	—	文言を修正します。	【修正前】学校・園・所 【修正後】学校園所

NO	修正区分		該当ページ	委員意見	事務局の考え方	修正案
16	担当課	修正	P73 (1) ②	—	文章を修正します。	【修正前】円滑な投票ができるよう 【修正後】円滑に投票できるよう
17	事務局	修正	P82 4 ①	—	文章を修正します。	【修正前】一般就労への移行すること 【修正後】一般就労へ移行すること
18	事務局	修正	P83 表中	—	文言を修正します。	【修正前】保健、医療、障害福祉、 【修正後】保健、医療、障がい福祉、 ※前段の本文は指針のとおり漢字表記
19	事務局	修正	P89 (4)	—	文章を修正します。	【修正前】65 未満の 【修正後】65 歳未満の
20	事務局	追加	P 103 6	—	文章を追加します。	※手話言語法（仮称）制定に伴う 【追加】 また、平成 30 年度より、手話言語条例（仮称）を制定し、意思疎通支援事業のさらなる充実を図るとともに、聴覚障がいのある人や手話への理解を深めていきます。